

重要事項説明書

(短期入所生活介護サービス、介護予防短期入所生活介護サービス)

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、平成11年厚生省令第37号第125条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 ご利用事業所の概要

事業者の名称	丸子の里わかば ショートステイ
事業者の所在地	静岡県静岡市駿河区丸子6丁目1-29-3
管理者名	八木 和真
電話番号	054-257-5511
ファクシミリ番号	054-268-0055

2 事業所の概要

定員	5名(全室個室・空床利用型)			
居室	1人部屋	20室(特別養護老人ホーム丸子の里わかば 1室11.75~12.5㎡)	医務室	1室
食堂及び機能訓練室	2室		調理室	1室
浴室	一般浴槽 2槽 あります。		脱衣室	1室

3 職員体制(主たる職員)

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
管理者	1		1				社会福祉士 介護福祉士 介護支援専門員	
生活相談員	1		1				介護福祉士、介護支援専門員	
介護職員	15	8		7	10.4	6.6	介護福祉士10名以上	
看護職員	1	1				以上	看護師	
機能訓練指導員	1		1				看護師 本体と兼務	
栄養士	1		1				管理栄養士 本体と兼務	
介護支援専門員	1		1					
医師	1			1		必要数		

4 サービスの内容

①食事

- ・ 栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。
- ・ 食事は出来るだけ離床してリビングで召し上がっていただけるように配慮します。
- ・ 以下の時間は目安となっており、出来るだけ御自宅の時間や御本人の希望に沿うような形をとらせていただきます。

(食事時間)

朝食 7：30～

昼食 11：30～

夕食 17：00～

②排泄

- ・ ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

③入浴

- ・ 年間を通じて週2回の入浴または清拭を行います。

④その他の介護・清潔

- ・ 寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
- ・ シーツ交換は週1回、居室等の清掃は毎日行います。

⑤機能訓練

- ・ 機能訓練指導員によるご利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑥健康管理

- ・ 嘱託医師により、必要な健康管理を行います。
また、緊急等必要な場合には、他の医療機関等にその診療を依頼します。
(当施設の嘱託医師) 氏名： 八木 健二 吉岡 章
- ・ 協力病院：静岡済生会病院

⑦相談及び援助

- ・ 当施設は、ご利用者及びご家族からの相談について誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

・

⑧社会生活上の便宜

- ・ 当施設では、必要な教育娯楽設備を備えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画いたします。

⑨送迎

- ・ 身体状況等により、送迎が必要と判断される方は、車椅子対応の送迎車で入退所の送迎を行います。

5 利用料金

(1) 基本料金

① サービス利用料

R6.4.1～

	1日あたりの自己負担分
要介護1	¥901
要介護2	¥985
要介護3	¥1076
要介護4	¥1163
要介護5	¥1247

※ 夜勤職員配置加算（Ⅱ） 看護体制加算（Ⅰ） 介護職員処遇改善加算（14%）
介護職員等特定処遇改善加算（2.7%） 介護職員等ベースアップ等支給加算（1.6%）
が含まれています。

※所得が一定以上ある方は利用者負担が2割若しくは3割になります。

（市区町村から交付される「介護保険負担割合証」をご確認ください。）

※その他介護給付サービス加算

加算	加算条件	単位
認知症行動・心理手 症状緊急対応加算	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難 で、緊急に利用することが適当であると判断した場合 最大7日間	200 単位/日
若年性認知症利用 者受入加算	若年性認知症と診断されている場合の加算	120 単位/日

② 食費

朝食	¥560-
昼食	¥730-
夕食	¥640-

③ 居住費

1日あたり	¥2,350-
-------	---------

※ 利用者負担第1段階～第3段階の方につきましては、厚生労働省の定める基準費用額及び負担限度額が適用となります。

④ 送迎費

1回	¥190-
----	-------

(2) その他の料金

① 理美容代 入居者選択 カット ¥1,637-

② 日常生活品費 入居者選択 1日あたり ¥200-
（内容…ティッシュペーパー、ウェットタオル、おしぼり等を使用いたします。）

③ ケアプランに位置づけられた介護サービスであって、介護報酬支払限度額を超えたサービスを提供する場合 介護報酬告示上の額の10割

④ その他、必要な費用

(3) 支払方法

口座振替、又は現金にてお支払いして頂きます。

6 個人情報の取り扱いについて

居宅介護支援事業者等に対して、利用者及び入居者の家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書による同意をいただきます。

7 第三者評価の実施について

介護サービス情報公表システムにおいて情報提供している為、現在は取り行っておりません。

8 苦情等申立先

当施設ご利用 相談室	<p>ご利用時間 毎日 午前9時～午後5時</p> <p>ご利用方法 電話 054-257-6515</p> <p>面接 静岡市駿河区丸子3000-1</p> <p>苦情解決責任者 成岡 桂子 (静岡グループ グループ長)</p> <p>苦情担当責任者 山村 明敏 (事務長)</p> <p>電話 054-268-5080</p> <p>面接 静岡市駿河区みずほ2丁目12-7</p> <p>苦情担当責任者 小作 徳光 (所長) (静岡市駿河区長田地域包括支援センター)</p> <p>電話 054-257-5511</p> <p>面接 静岡市駿河区丸子6丁目1-29-3</p> <p>苦情受付担当者 八木 和真 (施設長) 中村 富美代 (丸子の里わかば生活相談員)</p>
静岡市役所介護 保険課	<p>ご利用時間 平日 午前8時15分～午後5時15分</p> <p>ご利用方法 電話 054-221-1088</p> <p>面接 静岡市役所介護保険課</p>
第三者委員	<p>徳山 あゆ子 (長田西地区民生委員・児童委員協議会 会長) 電話 054-258-5333 (9:00～17:00)</p> <p>池ヶ谷 恵子 (長田東地区民生委員・児童委員協議会 会長) 電話 054-257-0795 (9:00～17:00)</p> <p style="text-align: right;">※ 敬称略</p>

9 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム丸子の里わかば 消防計画」にのっとり対応を行います。
平常時の訓練等防災設備	別途定める「特別養護老人ホーム丸子の里わかば 消防計画」にのっとり月1回避難訓練を実施します。

10 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は面会時間及び方法を遵守し、必ずその都度面会簿に記入してください。
外出	外出の際には必ず行き先と帰宅時間を事前に職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従って下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償して頂く場合がございます。
飲酒	飲酒は本人の希望をもとに相談の上、受け付けいたします。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください
所持品の持ち込み	収納場所に限りがありますので、利用者・家族との相談によって判断いたします。
現金等の管理	利用中の本人管理は、原則的にお断りさせていただきます。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

私は、本書面に基づいて丸子の里わかばの職員（職名 生活相談員 氏名 中村 富美代）から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。また、私は、事業者が円滑なサービスを提供する為に実施するサービス担当者会議、サービス提供関係者との連絡調整等において、必要最小限度の範囲内で、利用者及び利用者の家族について知り得た個人情報を提供することに同意致します。

令和____年____月____日

利用者

住所_____

氏名_____印

利用者の家族等

住所_____

氏名_____印

続柄_____